

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付変更決定に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C支店において、タクシー車両サービスエンジニアとして就労していたところ、平成〇年〇月〇日、自宅から自動二輪車を運転して出勤する途中、車線変更をしてきた自家用自動車と接触し、転倒して負傷した（以下「本件通勤災害」という。）。

請求人は、同日、D病院に救急搬送されて、「頭蓋骨骨折、顔面骨骨折、右豆状骨骨折、前額部挫創」と診断され、以後、複数の医療機関に受診し、Eクリニックでは「心的外傷後ストレス障害、うつ状態」、Fクリニックでは「高次脳機能障害」の傷病名で療養した結果、平成〇年〇月〇日までに順次治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害のうち、「前額部挫創、右上腕骨骨挫傷、右豆状骨骨折、頸椎捻挫」に係るものを本件通勤災害によるものと認めた上で、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第9級に該当するものと認め、同等級に应ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

その後、監督署長は、請求人に残存する非器質性精神障害も本件通勤災害によ

るものと認め、これを併せ請求人に残存する障害は障害等級第8級に該当すると
して、障害等級を変更する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」
という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却
したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもの
である。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第8級を超える障害等級に該当
する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。請求人及び請求
代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、本件通勤災害により請求人
には原処分において認定された併合第8級の障害に加え、外傷性脳損傷による
脳の器質的障害が残存し、その程度は障害等級第5級に相当する旨主張する。

(2) 本件通勤災害において、請求人は、頭部を受傷し、救急搬送されたD病院に
おいて、画像診断の結果、頭蓋骨（前頭骨）骨折と診断されたものの、脳の損
傷はないとされた。

一方、請求人は、平成〇年〇月〇日付け自己申立書によると、右半身麻痺、
頻尿、耳鳴り、めまい、聴覚・味覚低下、意欲低下、抑うつ気分、物忘れ等多
彩な症状を訴えており、G医師は、障害給付支給請求書裏面診断書において、
神経眼科、神経耳科、神経泌尿器科等診療各科の集学的アプローチの結果、脳
損傷の実態が明らかになったとして外傷性脳損傷の傷病名を付し、請求人に残

存する多彩な症状の原因は高次脳機能障害によるものであるとしている。

- (3) 請求人には、画像所見上、脳実質の損傷は認められないが、こうした場合にも、軽度外傷性脳損傷（以下「MTBI」という。）であるとして、障害等級第14級を超える高次脳機能障害に該当する場合がある。そこで、本件についても、MTBIに該当するか否かが問題となる。

MTBIについて、WHOの専門委員会は、以下の操作的定義（以下「WHOの定義」という。）を定めている。

すなわち、受傷後に

ア 以下の一つ以上

(ア) 錯乱又は見当識障害

(イ) 30分未満の意識喪失

(ウ) 24時間未満の外傷後健忘

そして／あるいは一過性の神経学的異常、たとえば局所神経徴候、けいれん、手術を要しない頭蓋内病変

イ 外傷後30分の時点、あるいはそれ以上経過している場合は急患室到着の時点で、グラスゴー昏睡尺度（以下「GCS」という。）得点が13点～15点

当審査会としても、MTBIに該当するか否かについては、WHOの定義によることが妥当であると判断する。

- (4) 本件通勤災害受傷後の請求人の意識状況については、請求人の申述のほか、救急隊、救急搬送先医療機関における意識障害の評価等によって検討する。

ア 意識状況に係る請求人の申述は、要旨、以下のとおりである。

(ア) 平成〇年〇月〇日作成聴取書

a 事故直前、相手の車に当たる瞬間までは覚えているが、その後の記憶は断片的で、警察官や救急隊員との受け答えは覚えていない。

b 救急車に乗っていたことや病院のグレーの天井が見え、病院のベッドに寄せられたまま、何箇所かを回って行ったのは覚えているが、どこで何をされたのかや病院での受け答えは覚えていない。

c 事故後、記憶喪失とでもいうようなところがあり、自身の前の職場や高校の名前が出てこず、また、下の子の誕生日までは覚えているものの、日が分からない。

(イ) 平成〇年〇月〇日付け被害者供述調書

どのような状態で骨折してしまったのか分からない。

イ 救急隊による請求人の意識状況に係る報告は、要旨、以下のとおりである。

(ア) 平成〇年〇月〇日救急隊「救急出動報告書」

a 本人は、通勤のためフルフェイスヘルメットを装着して走行していたことや転倒後雨をしのげるコンビニエンスストア前まで自力歩行したことは憶えているが、転倒時の記憶はないとのこと。

b 観察経過：午前〇時〇分（現場到着時）意識；正常、GCS；15点
：午前〇時〇分（車内収容時）意識；正常、GCS；15点

(イ) 平成〇年〇月〇日付け消防署長作成「救急活動状況について（回答）」

救急隊到着時、コンビニエンスストア前で坐位、会話可能であったが、転倒時のことは憶えていない。

ウ 救急搬送されたD病院の診療録等には、請求人の意識状況に係る記録として、要旨、以下のとおり記載されている。

(ア) 経過記録

午前〇時〇分 意識清明

事故前後の記憶あり、自動車に接触後より転倒までは不明

(イ) 症例抄録

来院時意識清明

(ウ) 入院診療録

〇月〇日：意識清明（レベルクリア） GCS；full

(エ) 入院診療計画書（H医師が主治医として署名）

症状：意識消失

(オ) 観察項目について時系列に記載する表（〇月〇日）

JCS（Japan Coma Scale）：〇時～〇時、〇時～〇時、〇時～〇時、
〇時～〇時、〇時～〇時、〇時～〇時、
〇時～〇時—いずれも清明

GCS：〇時～〇時、〇時～〇時、〇時～〇時、〇時～〇時、〇時～〇
時、〇時～〇時、〇時～〇時—いずれも15点

(カ) 平成〇年〇月〇日付けH医師作成診断書

初診時の意識障害：なし

(キ) 平成〇年〇月〇日付けH医師作成「頭部外傷後の意識障害についての所見」

a 意識障害の有無・推移：初診時の意識障害あり（JCS；1、GCS；15点）

b 意識レベルの推移について

平成〇年〇月〇日：JCS；1、GCS；15点

平成〇年〇月〇日：JCS；0、GCS；15点

c 意識障害が認められた場合：治療期間中、意識清明になった。

意識清明になった時期；約〇時間後（平成〇年〇月〇日頃）

d 外傷後健忘（PTA）の長さ：あり（約〇日）

(ク) 平成〇年〇月〇日付けI医師作成「受診状況等証明書」

経過の概要：来院時、意識清明。

(5) 上記(4)ウのうち、H医師が主治医として署名した(エ)入院診療計画書においては、「症状：意識消失」と記されているものの、同医師は、本件通勤災害発生日に近い(カ)平成〇年〇月〇日付け診断書においては、意識障害なしと所見している。また、同医師は、(キ)平成〇年〇月〇日付け「頭部外傷後の意識障害についての所見」においては、初診時に意識障害があるとしつつ、その意識レベルは「JCS；1、GCS；15点」と記載している。

この点、J医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、上記H医師所見のJCS1かつGCS15点とする意識状態について、極めて軽微かつ非特異的な意識状態であり、病的意義はないものと考えられる旨述べており、I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、初診時の意識障害の有無等に関し、H医師作成の上記「頭部外傷後の意識障害についての所見」でJCS1とされているものの、GCSは15点と記録されておりサマリーやカルテにも意識清明と記載されていることから詳細不明で、約〇時間後に意識清明になったことや約〇日間の外傷後健忘があったことをサマリーやカルテからは確認できないとしている。当審査会としては、H医師が本件通勤災害当初において「意識障害なし」としていた所見を「意識喪失」に変更した経緯は不明であって、上記資料及び各医師の見解からみて、少なくとも、本件通勤災害受傷直後から救急

搬送されたD病院の初診時及び受傷翌日にかけては、請求人に錯乱や見当識障害、意識喪失ないし意識障害はなかったと判断することが相当であり、更には受傷後〇時間未満の外傷後健忘、あるいは一過性の神経学的異常があったことを示す根拠も認められないものであることから、請求人が本件通勤災害により、WHOの定義を満たすMTBIを発症したとは認められないものと判断せざるを得ない。

(6) 請求代理人が提出した上記書面を改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものを見いだすことはできなかった。

(7) 請求人らは、請求人に残存する障害に関し、その主張する外傷性脳損傷以外の障害の評価について不服を述べていない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第8級に応ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。